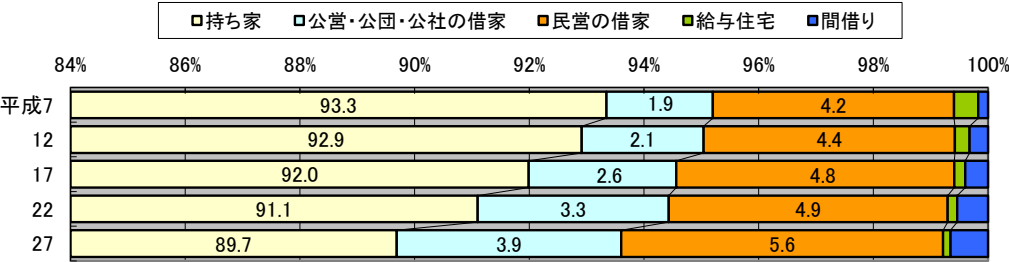


65歳以上親族のいる一般世帯の住宅の所有の関係別世帯数

- ・持ち家が、住宅に住む一般世帯の9割近くを占める。
- ・持ち家が減少傾向にあるのに対し、借家は微増傾向となっている。

住宅の所有関係別住宅に住む65歳以上親族のいる一般世帯の割合の推移



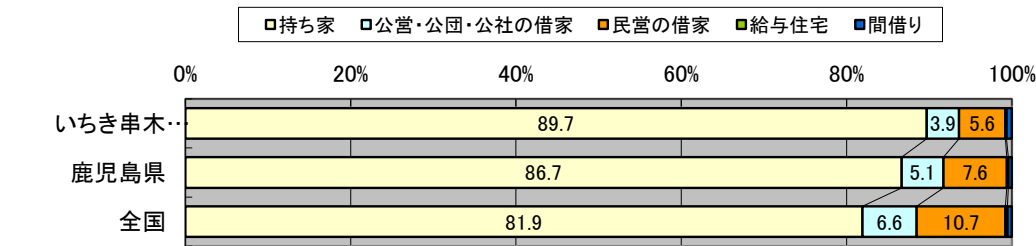
住宅の所有関係別住宅に住む65歳以上親族のいる一般世帯の割合の推移

年次	65歳以上親族のいる一般世帯								
	総数	住宅に住む一般世帯							住宅以外 に住む一 般世帯
		総数	主世帯					間借り	
			総数	持ち家	公営・公団・ 公社の借家	民営の借家	給与住宅		
世帯数									
平成7	5,233	5,229	5,220	4,881	97	220	22	9	4
12	5,548	5,545	5,527	5,152	118	243	14	18	3
17	5,759	5,757	5,734	5,296	148	279	11	23	2
22	5,945	5,943	5,911	5,414	198	289	10	32	2
27	6,270	6,255	6,214	5,610	245	351	8	41	15
構成比(%)									
平成7	—	100.0	99.8	93.3	1.9	4.2	0.4	0.2	—
12	—	100.0	99.7	92.9	2.1	4.4	0.3	0.3	—
17	—	100.0	99.6	92.0	2.6	4.8	0.2	0.4	—
22	—	100.0	99.5	91.1	3.3	4.9	0.2	0.5	—
27	—	100.0	99.3	89.7	3.9	5.6	0.1	0.7	—

〔鹿児島県・全国との比較〕

- ・鹿児島県・全国に比べ、持ち家比率が高く、借家の比率が低い。
- ・持ち家比率は全国(81.9%)を7.8ポイント、鹿児島県(86.7%)を3.0ポイント上回る。

住宅の所有関係別住宅に住む65歳以上親族のいる一般世帯の県・国との比較(平成27年)



住宅の所有関係別住宅に住む65歳以上親族のいる一般世帯の県・国との比較(平成27年)

区分	いちき串木野市		鹿児島県		全国	
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
住宅に住む一般世帯	6,255	100.0	310,136	100.0	21,627,580	100.0
主世帯	6,214	99.3	308,782	99.6	21,510,032	99.5
持ち家	5,610	89.7	268,811	86.7	17,717,147	81.9
公営・公団・公社の借家	245	3.9	15,675	5.1	1,418,004	6.6
民営の借家	351	5.6	23,721	7.6	2,321,960	10.7
給与住宅	8	0.1	575	0.2	52,921	0.2
間借り	41	0.7	1,354	0.4	117,548	0.5

〔用語の解説〕 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

〔用語の解説〕 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯—「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家—その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。